

笠間市に新しい窓口ができます

笠間市パスポート窓口開設

パスポートセンター PASSPORT CENTER 2009年6月笠間市に開設

6月1日(月)から、笠間市にお住まいの方は、笠間市役所本所の窓口でパスポート申請・受領ができるようになります。

笠間市の窓口で申請・受領できる方

★茨城県に住民登録している方
茨城県外に住民登録をしているが笠間市に居所がある方(学生・単身赴任等)

で、居所に居住していることを証明できる方(居所申請)。

※居所申請についてご不明な点は、窓口に気軽にご相談ください。

ご注意ください

笠間市にお住まいの方は、県内の各パスポートセンターや出張所窓口では、申請・受領ができなくなります。

平成21年5月29日(金)までに、県の窓口でパスポートの申請をされた方は、受領も県の窓口になります。

笠間市役所パスポートセンター(市民課内)

受付時間

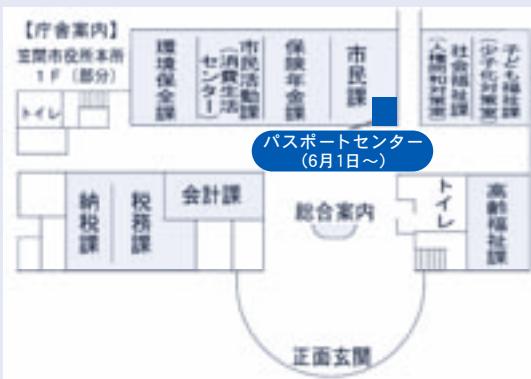
●申請 月～金曜日
午前9時～午後4時45分

●受領 月～金曜日
午前9時～午後4時45分
(水曜日 午前9時～午後7時、日曜日 午前9時～11時45分)
※祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

交付予定日

申請日から8日目以降(土・日曜、祝・休日、年末年始は日数に含めません。)

問合せ 市民課(内線148)



4月1日現在で年金を受給している65歳以上の方へ

市・県民税の公的年金からの特別徴収制度

はじまります
● 何が引きされるの?
公的年金にかかる所得に対する所得割額と均等割額です。公的年金以外の所得に対する税額については普通徴収(納付書または口座振替)となります。

● いつから始まるの?
※この制度変更は、徴収方法だけを変更するものです。※年間の税額計算方法は今までと同じで、新たな負担が発生するものではありません。

問合せ 税務課(内線113)

平成20年4月の税制改正により、今まで納付書や口座振替で納付していただいていた市・県民税を、平成21年10月支給分の公的年金からあらかじめ引かせていただく特別徴収制度が始まります。これにより、特別徴収の対象の方は、納期が4回から6回になり、1回当たりの負担額が軽減されます。

・どんな制度なの?

公的年金の支払を受けている方の市・県民税を公的年から天引きする制度です。

・どんなん人が対象なの?

4月1日現在で年金を受給している65歳以上の方。ただし、次に該当する方は対象になりません。

①公的年金の年額が18万円未満の方

②笠間市の介護保険料が年金から引かれていない方

③特別徴収の対象となる市・県民税額と、ほかの特別徴収される額(所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料)の合計額が老齢基礎年金などの年額を超える方

・いつから始まるの?

①平成21年度(20年分)の課税所得が年金所得のみの場合、市・県民税は特別徴収(年金天引き)となります。なお、21年度は特別徴収導入年度となりますので、6、8月の2期分は普通徴収で納付していただき、10月以降は特別徴収に切替わります。

②平成21年度(20年分)の課税所得が年金所得のほかに給与、農業などの所得がある場合、年金の所得に対する税額は特別徴収(年金天引き)となり、その他の所得(給与、農業など)の税額は普通徴収(納付書または口座振替)による納付となります。